第３　本件選挙について

１　そこで，本件選挙実施時に国会が採用した選挙制度等が，国会の立法裁量権の範囲内のものであったか否かについて検討する。

平成６年１月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成６年法律第２号）が成立し，その後平成６年法律第10号及び第104号によりその一部が改正され，衆議院議員の選挙制度が小選挙区比例代表並立制に改められたが，このような選挙制度を選択することは，憲法47条が国会に与えた権限に基づくものであり，国会の裁量権内の事項であることは改めて指摘するまでもないところである。

上記選挙制度のうち，小選挙区制が本件訴訟において問題となっているところ，憲法が認める立法府の裁量権の範囲内において選択された小選挙区制を具体的に実施するに当たっては，私は，前述したとおり，投票価値の平等という憲法上の要請を満たすことにつき最大限の尊重が払われることが要求されると解するものである。

小選挙区選挙の実施に当たっては，全国を300の小選挙区に区割りすることとされ，区割りについては，平成13年に衆議院議員選挙区画定審議会が区割りの改定案の作成方針を策定している。多数意見は，平成６年の制度改正後の選挙制度の下での区割りにおいて，投票価値の最大較差が２倍以上とならないようにすることを基本としていることに合理性を認めているが，私は既述のとおり，できる限り投票価値を１対１に近づけるべきであると考えるものであり，当初からこれを目指したものとはいえない上記作成方針は憲法上の要請に合致するものとはいえないと解するものである。

平成13年策定の上記作成方針に基づいて選挙区割りを定めて選挙を実施すれば，憲法の投票価値の平等の要求に反する事態を招来することは避けられないというべきであったところ，加えて，多数意見も合理性を失ったとする１人別枠方式を含む区割基準に基づいて選挙区割りが定められたことによって，投票価値の最大較差が，前回の平成21年選挙時には2.304倍になり，本件選挙時には更に拡大して2.425倍にまで至ったものであるから，本件選挙時の選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったものというほかはない。

２　しかし，私が憲法上の要請であると考えるところの水準にかなう投票価値の平等を保障する選挙制度を実現するためには，単に１人別枠方式を廃止するにとどまらず，都道府県への選挙区数の配分，各都道府県における選挙区割りの見直し，その結果についての全選挙区の選挙人数を比較対照した上での再度の選挙区割りの見直しといった相当に膨大かつ複雑な作業を必要とすることになる。しかも，こうした投票価値の平等を保障した選挙制度を実現するには，候補者間の公平や地勢，選挙事務を担う地方自治体の関わり方等の諸々の要素を総合考慮しながら，上記のような定数配分や区割りの検討を行う必要が存し，選挙区割りを決定するには，区割り案の当否につき国会内で論議を尽くし，各関係行政機関で協力体制を確保した上で，法令等を整備する必要があるのであるから，これらの作業には相当程度の長期間を要するものといわざるを得ない。

一方，国会は，平成23年３月23日に当審の大法廷判決が言い渡される前には，平成14年改正後の公職選挙法13条１項及び別表の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの認識を有することは困難であったと解されるところ，国会が上記判決から本件選挙施行までの約１年９か月の間に，多数意見において必要とされる内容の改正のみならず，私が憲法上の要請と考えるところのできる限り１対１に近い投票価値の平等を実現するために上記のような選挙区割りの是正作業を行うことは相当に困難であったと認められる。したがって，憲法上要求される合理的な期間内における是正がなされなかったものとすることはできないと考えるものである。

以上の次第で，多数意見と結論を同じくするものである。

裁判官大谷剛彦の反対意見は，次のとおりである。

私は，本件選挙は，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとされた前回の選挙と同じ本件区割規定により実施されたもので，本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというべきであり，また，多数意見と異なり，本件選挙時まで区割規定の是正が実施されなかったことは，憲法上要求される合理的な期間内における是正がなされなかったとして，本件区割規定が憲法の規定に違反するに至っていたといわざるを得ず，したがって本件選挙は違法であるが，いわゆる事情判決の法理により，違法を宣言するにとどめ，本件選挙を無効としないこととするのが相当と考えるものである。以下，その理由を述べる。

１　選挙区間の投票価値の較差を問題とする選挙無効訴訟における憲法上の違法，無効の審査は，累次の大法廷判決で示されてきた多数意見３⑶アの①から③までの段階を経た判断枠組みに従って行われてきており，このような判断枠組みは，本件選挙制度においても，基本的に維持されるべきものと考える。

まず，第１段階の定数配分又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（以下「違憲状態」という。）にあったか否かの点については，多数意見が３⑵で述べるところと全く同様，本件選挙区割りは違憲状態にあったといわざるを得ない。

２　そこで，第２段階の，本件選挙時の区割規定について，憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとして，憲法の規定に違反するに至っていたか否かについて検討する。

この合理的期間内の是正の法理とその適用の在り方はこれまで累次の大法廷判決において形成されてきたものであるが，従前の判例法理についての私の理解するところは，次のとおりである。すなわち，従前の判例においては，一般に制定当時憲法に適合していた法律がその後の事情の変化により合憲性の要件を欠くに至ったときは，原則として憲法違反の瑕疵を帯びることになるが，投票価値の平等の較差により違憲状態が生ずるような場合は，そもそも違憲状態の生じた時期が明瞭ではなく，人口異動により較差は絶えず変動する一方で是正に要する立法の作業や手続には多くの時間や負担を伴うので，直ちにまた頻繁に是正の措置を求めることは必ずしも実際的でも相当でもないことから，違憲状態が生じたとしても，事柄の性質上必要とされる合理的期間については直ちに定数配分規定又は区割規定を違憲と断ずることなく，時間的な猶予が置かれてきたものと解される。そして，従来の判例は，この趣旨から，憲法上要求される合理的期間について，基本的には，投票価値の較差が違憲状態に陥ってからこれが継続している期間（国会として是正が求められている期間）の長さに重きを置き，その間の較差の変動やその間にとられた是正措置の有無なども踏まえながら，求められる是正内容に要するであろう立法の作業や手続の時間を，是正内容の事柄の性質上必要とされる合理的期間として考慮し，これらの点を客観的に評価して判断を行ってきているものと解される。このように，合理的是正期間の法理においては，立法の憲法適合性の審査としての客観的な合理性に基づく判断が求められているのであって，こうした点からも従前の判例の評価，判断の在り方は首肯できるように思われる。

上記の判例法理を前提に検討すると，国会は，投票価値の不平等の是正方法について，その時期，範囲（総定数の見直しとの関係など），手法（漸次的，段階的，計画的是正など）等について広範な立法裁量権を有しているが，立法機関として自ら速やかに是正をして既に生じている違憲状態を解消させる責務を負うのであって，この裁量権を考慮するにしても，時期的，時間的な裁量の範囲にはおのずと制約があると考えられる。人口異動による選挙区間の投票価値の較差の是正についていえば，前の選挙時においてその較差が違憲状態に至っていたとすれば，人口異動に関する国勢調査の結果やその時期も踏まえ，（衆議院では解散のあり得ることも想定の上）次回の選挙時までには何らかの是正が求められ，次回の選挙時において区割規定に実効的な是正が施されていなかったとすればそのことに正当な理由が求められることになろう。

平成21年に実施された前回の選挙に関する平成23年大法廷判決の判示は多数意見２⑷，３⑵のとおりであるところ，同判決は，遅くとも前回の選挙時には本件旧区割基準及び本件選挙区割りは違憲状態に至っていたとし，合理的是正期間の法理を適用して違憲の判断を控えた上で，是正方策の照準も示して違憲状態の速やかな解消を求めている。そして，平成22年10月に実施された国勢調査の結果は，いずれも投票価値の較差の拡大を示しており，また，区画審としては国勢調査に基づく選挙区の改定に関する勧告の期限を平成24年２月に迎えたが，各都道府県への定数配分の枠組みも定まらないため，勧告がないまま期限を経過し，事態は多数意見２⑸のとおり推移した。この時点までに，１人別枠方式を廃し，旧区画審設置法３条１項による定数配分の枠組みが定められ，選挙区の改定の勧告に至っていれば，漸次的な改定であるにせよ平成25年改正後の新区割規定のような改定は，事柄の性質上必要な作業的，手続的な期間を考慮してもなお実施が可能であったと考えられる。